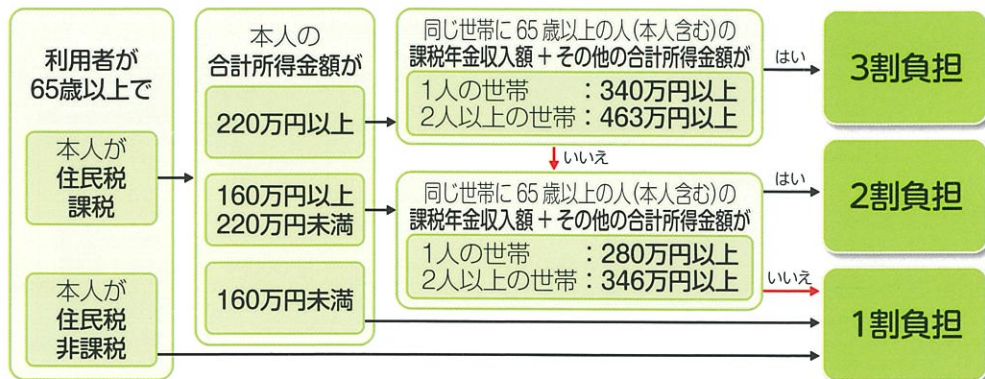




サービスの利用者負担

■収入などにより利用者負担の割合が決まります

介護保険サービスを利用したときは、かかった費用の1～3割が利用者の負担(利用限度額を超えた場合は、超えた分は全額利用者の負担)となります。



- 生活保護受給者、第2号被保険者(40～64歳の人)は、所得にかかわらず1割負担です。
- 施設を利用した場合、居住費(滞在費)、食費、日常生活費などが別途かかります。
- *合計所得金額は、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。
- *その他の合計所得金額は、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額です。

◆負担割合証が交付される人

- ①要介護、要支援と認定された人
- ②事業対象者

◆負担割合証の適用期間

8月1日(新規認定の人は申請日)～翌年7月31日

※更新等手続き不要

▶介護保険サービスを利用するときは「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を事業所へ掲示して下さい。

■所得の低い方は居住費(滞在費)・食費の負担額が軽減されます

施設を利用した場合にかかる居住費(滞在費)・食費は、申請により下記の表の限度額までの負担となります。

申請が必要です!

施設利用の負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	居住費(滞在費)						食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養・短期入所)	従来型個室(老健・医療院)	多床室(特養等)	多床室(老健・医療院)	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	820円	490円	320円	490円	0円	0円	300円	300円
	880円	550円	380円	550円				
第2段階	820円	490円	420円	490円	370円	370円	390円	600円
	880円	550円	480円	550円	430円	430円		
第3段階①	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	650円	1,000円
	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円		
第3段階②	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	370円	1,360円	1,300円
	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	430円		

●上段:令和6年7月まで、下段:令和6年8月から ※網掛けの部分が変わります。

軽減の対象となる方

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	・住民税非課税世帯であって、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	単身1,000万円、 夫婦2,000万円以下
第2段階	・住民税非課税世帯であって、年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の者	単身650万円、 夫婦1,650万円以下
第3段階①	・住民税非課税世帯であって、年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の者	単身550万円、 夫婦1,550万円以下
第3段階②	・住民税非課税世帯であって、年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の者	単身500万円、 夫婦1,500万円以下

●第2号被保険者(40～64歳の人)の預貯金等資産要件は、利用者負担段階にかかわらず「単身1,000万円、夫婦2,000万円以下」となります。

※世帯には、世帯分離している(住民票上世帯が異なる)配偶者も含まれます。
※年金収入額には、遺族年金や障害年金等の非課税年金も収入として算定します。

◆負担限度額認定証の適用期間 8月1日～翌年7月31日 ※更新手続き必要